


用地課長
都市整備課長
土木課長
建設課長
道路河川課長
法務課長 殿

 一般社団法人 日本経営協会
常務理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区>NOMA 行政管理講座のご案内

[平成30年12月6日(木)~7日(金)開催]

特別措置法を踏まえた

所有者不明土地の円滑な利用に向けた対応実務

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、土地所有意識の希薄化等により所有者不明土地が全国的に増加している状況に、平成30年6月「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が国会にて成立いたしました。公共事業の推進等の様々な場面において、所有者特定の為に多大なコストを要し、事業実施への大きな障害となっている所有者不明土地に対して、所有者探索の合理化や、地域福利増進事業に活用できるようになります。

そこで今回、上記特別措置法を踏まえ、所有者探索・収用・利用権の手続きの方法、また今後の所有者不明土地問題への対策について理解を深めていただく標記講座を開催いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

日 時：平成30年 12月 6日(木) 13:00~17:00
7日(金) 10:00~16:00

会 場：NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜 1-13-3)

講 師：白井綜合事務所
司法書士・土地家屋調査士・行政書士 白井 聖記 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一 般	32,000 円	2,560 円	34,560 円

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。
折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。領収書が必要な場合はご連絡ください。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
開催日の3営業日前～前日までのキャンセルは参加料の30%、開催日当日は100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。

ご宿泊：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申し込みくださいますようお願いいたします。
ご参考までに会場周辺のホテルを、下記の通りご案内申し上げます。

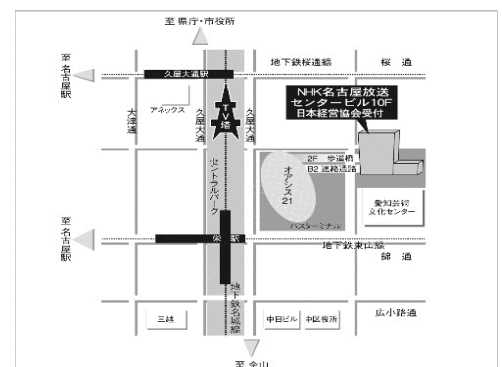
- ※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
- ※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円~13,000 円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円~	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当:竹本・里見)

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ※お問合せは、平日の9:15~17:15 をお願いいたします。



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

I はじめに

1. 所有者不明土地の現状
2. 相続放棄の現状
3. 所有権放棄の現状
4. 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法成立の背景
5. 骨太の方針2017、2018

II 現行法による所有者不明土地の解決方法

1. 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策最終とりまとめ
2. 所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン
 - (1) 所有者情報の調査方法
 - (2) 土地所有者が把握できなかった場合の解決方法
 - (3) 多人数の相続への対応
 - (4) 涉外相続への対応
 - (5) 相続財産管理制度
 - (6) 不在者財産管理制度
 - (7) 記名共有地
3. 所有者不明私道への対応ガイドライン
 - (1) 共有物に関する民法のルール
 - (2) ケーススタディ

※現状の解決方法に加え、現行法での課題、その解消のための特別措置法についても言及してまいります。

III 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組みについて
 - (1) 公共事業における収用手続の合理化・円滑化(所有権の取得)
 - (2) 地域福利増進事業の創設(利用権の設定)
2. 所有者の探索を合理化する仕組みについて
 - (1) 所有者探索における行政機関による公的情報の利用
 - (2) 登記官による長期相続登記等未了土地の記録制度
3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組みについて
地方公共団体の長等による財産管理人の選任申立権の付与

最新の政省令に対応するため、講義項目が一部変更になる場合がございます。

IV 農業経営基盤強化促進法等の改正

1. 所有者不明農地・林地の利活用促進
2. 農業経営基盤強化促進法等の改正

V 今後の所有者不明土地問題への対策

1. 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議
2. 土地所有の在り方(国土審議会土地政策分科会特別部会)
 - (1) 土地所有に関する基本制度の見直しについて
 - (2) 地籍調査の円滑化・迅速化について
3. 登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会
 - (1) 変則型登記の解消するための方策の検討
 - (2) 登記簿と戸籍等の連携による所有者情報を把握する仕組みの検討
 - (3) 所有権の放棄、その帰属先の検討
 - (4) 相隣関係、共有関係の検討
4. 所有者不明土地問題研究会Ⅱ
所有権を手放す仕組みと受け皿について
5. 住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会
除票等の交付期間について

＜講師紹介＞

白井総合事務所 司法書士・土地家屋調査士・行政書士

白井 聖記 氏

平成 4年 司法書士登録
平成25年 静岡県司法書士会副会長
平成29年 法務省 共有私道の保存・管理等に関する事例研究会 委員

現在 日本司法書士会連合会
空き家・所有者不明土地問題等対策部 部委員
一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会理事長
静岡県司法書士会 空き家・未登記問題対応小委員会委員長

【著書】

道路をめぐる実態を伴わない登記の概要・課題と対応の実務・展望 ―登記未履行道路の解消を―
(特集 実態を伴わない登記をめぐる諸問題) (市民と法 No.88)

日本経営協会・中部本部(担当:竹本・里見)行 (この面をそのままFAXしてください) **FAX(052)952-7418**

日本経営協会会員 一般 (該当する方にレ印を付けてください)

60011631 「所有者不明土地の円滑な利用に向けた対応実務」講座・参加申込書

H30/12.6-7

ふりがな 団体名		TEL Fax	() - () -	ご派遣責任者(ご連絡担当) 所属・役職名
所在地	〒			氏名
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当経年 年数	メールアドレス
			年 月	<通信欄>
			年 月	

※ご請求書の宛名についてお知らせください【 団体名と同じ・ 異なる(宛名)】

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右口にチェックしてください。

※本枠内にご記入ください。3名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。